

公益法人の会計に関する研究会（第13回）

議事録

内閣府公益認定等委員会

公益法人の会計に関する研究会（第13回） 議事次第

日 時：平成26年11月4日（火）10:00～12:00

場 所：公益認定等委員会事務局 第1会議室

1. 正味財産増減計算書における資金収支の情報の注記
2. 有価証券の評価方法等の考え方・表示方法について
3. 事業費・管理費科目の考え方と表示について
4. 財産目録の使用目的等欄の表示の必要性について
5. 小規模法人の定義について
6. 第12回 検討結果について

(録音開始) それでは、1 番目ですが、資金収支の情報についての開示の要求が来ておりますので、これについて研究会の意見を決めたいと思います。

この件について、事務局のほうから御説明をお願いします。

○松前補佐 資料の1 について説明させていただきます。+「資金収支の情報の開示について」でございます。

「問題の所在」でございますけれども、収支予算書は会計基準の範囲から除かれておりまして、従来の収支のベースの計算ではなくて、損益ベースの計算で収支予算数値が記載される必要があるということでございます。

法人の中には、長年、収支計算のベースの計算書類になれ親しんでいる法人さんが多いため、理事会等の説明については、財務諸表とは別に収支計算書を現在も作成しているという状況でございます。

また「検討課題」といたしましては、収支計算ベースの収支予算書及び収支計算書については、公益法人会計基準においては作成する必要がありませんけれども、多くの法人でまだその必要性に応じて引き続きこれを作成している状況でございますので、財務諸表と別に収支計算書を作成しなければならない状況である法人さんの事務負担を軽減する方法として、収支計算ベースの収支予算書及び収支計算書の情報を、例えば財務諸表等の注記、もしくは財務諸表以外の適当な場所に記載することは可能であるか、不可能であるか。その場合に、記載内容、記載方法として、どのようなものが適切であるかということを検討していただきたいということでございます。

具体的に、公益法人協会さんからの要望もございまして、経営者には期間損益もさることながら、資金繰りにも重大な関心があることも事実である。資金収支の情報を正味財産増減計算書の適切な場所に表示できないかという内容の要望もございました。

事務局で提案させていただくのは、結論といたしまして、収支計算ベースの情報については、内部資料として作成するというところでございます。

その理由としては、公益法人会計基準においては、キャッシュ・フロー計算書は財務諸表として位置づけておりますけれども、法人の多くは作成対象となっていない状況でございます。

また、社会福祉法人会計基準における資金収支計算書のように、ほかの非営利法人においては規模に関係なく作成を義務づけられておりますので、規模の小さな公益法人においても、資金収支の情報開示が必要ではないかということもございます。

キャッシュ・フロー計算書の作成対象を広げることは困難であるとしても、特定の内容によっては収支計算ベースの資金収支の情報を開示することは可能ではないかということもございます。

ただ「問題点」といたしましては、資金収支の情報開示のために新たな資料を作成することを要求すると、さらにまた法人さんに事務負担をかけることになってしまいます。

また、従来の収支計算書の情報を財務諸表等に記載すると、キャッシュ・フロー計算書

の情報と混乱を来す可能性があるため、記載内容については検討していただく必要があるということでございます。

事務局で考えましたけれども「記載場所と記載内容について」でございますが、記載内容については収支計算ベースの収支計算書の主要な数値を記載する、下の「(記載例) ー1」のようなことが考えられますけれども、記載場所については、財務諸表等に記載すると混乱を来してしまう可能性があるため、これについては内部資料として添付していただくことでよいのではないかとということでございます。

現状、特に定めはございませんけれども、実質的には現状、法人さんが行われていることは変わらず、記載場所としてこういったことを記載例としてどこかで公表させていただくということではいかがでしょうかという内容でございます。

以上でございます。

○高山座長 ありがとうございます。

資金収支につきましては、必要だというお話、予算で欲しいということで、現在は内部管理として、要求はされていないのですが、ガバナンスの中でつくっているということで、それを何とかもう一つ広げて、財務諸表ではないのですけれども、注記等でもって開示するのはいかがかというお話なのですが、この点について、御意見を伺いたいと思います。

では、長参与のほうから。

○長参与 収支計算書ですけれども、基本的には内部管理といたしますか、予算統制の手段ですので、完全に内部の資料ですので、特に公表するかしないかというのは法人の任意だと思いますが、それを財務諸表に注記するというものではないと思います。かえって混乱すると思います。

○高山座長 そうすると、あくまでも、書いたとしても内部資料の範囲みたいな形ですかね。

では、中田参与、いかがですか。

○中田参与 1つ質問なのですが「記載場所と記載内容について」のところで「内部資料として添付する」とあるのですけれども、これは内閣府に提出する資料に添付するという意味でしょうか。

○松前補佐 提出までは求めていないです。

○中田参与 わかりました。要するに、任意でつくるということですね。私もその意見に賛成です。わざわざ別の資金収支計算書をつくと、資金収支計算書と財務諸表の関連を理解してきちんとつくるのは、法人にとって非常に大変なことですし、それを強制するようなものでもないと思いますので。

○高山座長 ありがとうございます。

それでは、金子参与のほうからいいですか。

○金子参与 質問をしたいのですが「検討課題」の3行目から4行目に「法人の事務負担を軽減する方法として」とあるのですけれども、2ページの「問題点」の1つ目に、

今度は「法人に事務負担をかけることになってしまう」という記述がありまして、検討課題のたてつけとして、事務負担を軽減するためにこれをするという読めるのですが、別途記載するということは、具体的にどういう形で事務負担の軽減をし、一方で「問題点」のところでは事務負担をかけると書いてある、この関係性がちょっと、以前資料をいただいたときはなかったのですが。

○松前補佐 別途法人さんが今、つくっている状況でございますので、それをそのままつくって情報として開示するというになると、事務負担になってしまうので、財務諸表とか今、ある既存の中で注記をすることによって軽減することはできないかということでございます。

ただ、そうはいつでも、結局は資金収支の情報開示のために新たな資料を作成することを要求することになってしまうので、そうすると、やはり事務負担になってしまうのではないかということなのではすけれども、もともとは、今、ある中で何か注記をすることで負担軽減にならないか。提出義務があるものとなないものの2つの資料をつくっているの、それをどうにか、具体的には理事会に提出する資料か、財務諸表だけではなくて収支計算ベースのものとも両方出しているの、それを例えば財務諸表だけに注記をすることによって負担軽減ができないかということが、もともと負担軽減策として考えられないかということだったのです。

○金子参与 理事会と評議員会に出すときの書類をもうちょっとシンプルにするという意味合いで、別に何か新たな情報を作成するという意味での事務。

○松前補佐 そうですね。形が要は今までにはないので、別々につくるものを、例えば財務諸表は提出しなければならないものなので、それにちょっと附属情報みたいな形でつけて、2つつくらなくていいかどうかということをお最初に言われまして。

○金子参与 もう一点、意見をよろしいでしょうか。

資金収支計算書自体はもう既に16年基準で決めていますね。実際にもしこれをつけるとなると、今度は資金の範囲とかの問題で、逆にこれまで会計基準のパスがあったものがなくなって、しばらくの間ない状況で来ているので、もう一度資金の範囲等をきちんと定義しないと、法人によって資金の範囲が微妙にずれたりする問題等が出てくるとすると、これを規定することによって、かえって、それに付随して、資金の範囲がどうかとか、いろいろなことをさらに規定しないと、逆に運用上、今度、法人間での差異が出てしまうと思いますので、そこまでこちらで規定して、どうしても財務諸表に付随しなければいけないと言われると、その点については疑問があります。

○高山座長 ありがとうございます。

上倉参与。

○上倉参与 長参与と同じ意見だと思うのですが、2ページ目の一番最後の記載例というのは、財務諸表に注記することなのではないでしょうか。

○松前補佐 内部資料に。だから、こういう形で出したらどうですかというのを、別に会

計基準とか、こちらに提出する資料とかではなくて、例えばFAQとかでこういった形で法人さんの中でやってはどうかと。本来は別に。

○上倉参与 現状は通常の財務諸表のほかに収支計算書をつけていますけれども、その収支計算書のかわりにこういう要約版みたいなものをつけたらどうか。

○松前補佐 特にこれが新しいことではないのですが、要望があって、検討したけれども、やはり財務諸表とは別々の情報なので、そこに載せるということは難しいと、案はなっております。

○上倉参与 それは私も同様でございまして、ただ、収支計算書というのはあくまでも法人が予算管理を行うためのものですから、こういう要約版を推奨するというのはどうなのかなとは思っています。

○高山座長 ありがとうございます。

小森委員のほうから御意見があれば。

○小森委員 基本的に皆さんと同じですけれども、そもそも負担軽減になるのかという問題があると思います。

それと、今、上倉さんがおっしゃられた様式、基本的に内部資料として扱うということなので、法人の任意に任せたほうがいいのではないかと。逆に、こういう形で出すと何かよくないのではないかと思うのです。

○高山座長 皆さん、16年基準からの流れの中で1取引2仕訳というのがあって、公益法人特有の会計を何とか16年基準で財務諸表から外して、ガバナンスの中に1取引1仕訳という普通の取引に戻って、これをやるとまた先祖返りの話にもなりますし、きっと、なんちゃって収支予算ではないのですけれども、ほとんど収支予算と損益計算が似て、それぞれどっちつかずの情報を出すという形で、余りこういう情報としては精度の高いものではないので、我々としては今、お話があったように、これはあくまでも収支というのはガバナンスの中でベースですから、こちらがそれについて規定するようなものではないというたてつけにさせていただいて、終わらせたいと思いますが、よろしいでしょうか

何か事務局から御意見は、よろしいですか。

では、資料1につきまして、終わらせたいと思います。

では、2番目の「有価証券の評価方法等の考え方・表示方法について」でございしますが、ここにつきましては、上倉参与から御説明をお願いします

○上倉参与 有価証券の評価につきましては、公益法人会計基準に評価の基準が記載されているところでございますけれども、実務上、さらに迷われている法人というか、いわゆる金融商品会計基準に準拠した処理が行われていないところはかなり多いのではないかと感じておまして、それは、その他有価証券に区分された有価証券という感じがします。

金融商品会計基準によりますと、その他有価証券につきましては、額面と●聴取不能●認められ場合には、償却原価法を適用した上で、その後、時価評価することというようなことが定められていますけれども、公益法人においては、必ずしもそういうやり方をやら

ないで、直接評価損益を計上しているようなところが多いのではないかと考えています。

ただ、おそらく考え方としては、金融商品会計基準の考え方を処分させたと考えています。

一番最後のページの参考資料に、金融商品の実務指針が書かれておりまして、そのうち276番「その他有価証券」の評価について書かれています。

この部分を読むと、償却原価法を適用した上で●聴取不能●というところがございます。これに準拠するという考え方なのだろうと個人的には思っているのですが、そのあたりの皆さんの御意見を伺いたい。仮に損であれば、そのような会計処理をとるというところを明示したいというところであります。

○高山座長 ありがとうございます。

こういう御意見が。

これは協会のほうから出てきたのですかね。

○上倉参与 そうですね。あと、私自身が感じているところであります。

○高山座長 てっきり私はこれは当然のことだと思っていて、違和感を持ったのですけれども、もしかしたら、中には会計処理について、ですから、276を知っているか知らないかですね。知らない可能性は確かにあるとは思いますが。

○上倉参与 おそらくこれ本論を知らないのではないか。

○高山座長 知らないと思います。だから、それをアナウンスするかという話ですね。わかりました。

では、この件につきまして、長参与。

○長参与 当然、周知したほうがいいでしょうと思います。

○高山座長 中田参与。

○中田参与 実際に、私もこれ●聴取不能●してしまっていて、償却原価法を適用したりするのですが、重要性の判断基準、償却原価法を適用しないということで、時価評価だけしている法人もあるので、その辺、明示するのだったら、会計基準を若干入れて、適用を入れずだと思のですが「または」以下というのは、債券について、償却原価法適用後、時価評価をすることに限って、詳細な会計処理については金融商品会計基準に従うという。それは、一般的に言ってしまうと大変なことになってしまうので、要するに、ないものはみんな金融商品会計基準に従うことになってしまうと、結構大変なことになってしまうので、これに限って言えば、明示することはいいですけれども、ないものをみんな金融商品会計基準に従うということを書くと、ちょっと大変なことかなと思ったりもするのです。

○高山座長 金子参与のほうから。

○金子参与 今の平成16年以降の公益法人会計基準はすごく●聴取不能●その辺で書いていないものは基本的には重要性の原則は原則として企業会計の原則に従うというのがあるので、あえてしなくても上倉参与がおっしゃるとおりかなとは思いますが、その

上で、何か特段明記ということは難しいのですが、明記したときに、その部分については従う必要があるけれども、それ以外明記していないものは従う必要はないというのは、基本的には本来、従うという認識になるものを●聴取不能●本来、書かなくても従うものをあえて書くということでは、そこに明示していないものに従うということは、やはり重要性の原則がここで考慮されるにしても、明示されていなくても従うのが原則であるということで、その書きぶりをどうすればいいのかなというのを教えていただければと思います。

○高山座長 小森委員から何か御意見ございますか。

○小森委員 特にありません。これはそのとおりでと思います。

○ そのとおりのので、あえて書くかというところがすごく難しいところで、公益法人の非営利のときも、当然だと思って書いていなかったという意識が私にはあったのですが、そのときもうちょっと書いてあげればよかったのかなというのがあるのですが、いまさらというのは。ちょっと時期的に、今、出すことはどうなのかなというのがあるのですが、いかがでしょうかね。

○中田参与 実務指針●聴取不能●。

○ そうだと思えるのですけれどもね。

○高山座長 実務指針をもしこちらのほうで見直した中に、なおか何かで入れていただければいいような性格のものかなとは思いますが、ここでこれだけFAQを出すのも非常に変なので、ちょっとこれは申しわけないのですけれども、そのとおりとしか言えないのですが、知らない方だと間違っている方も確かにいるでしょうね。金融商品知らない中で、非営利をやっている方からすると間違えやすいので、ちょっとこれだけはタイミングが厳しいかな。

あと「また」はと書いてある、これは後で整理をしたいと思いますので、とりあえず、償却原価法をしたので●聴取不能●するのは皆さん、当然ですねということとしたいと思います。

では、次の「事業費・管理費科目の考え方と表示」についてでございますが、これも続けて上倉参与のほうから。

○上倉参与 既に実務上対応している法人も結構あったかなという気がしますが、協会などでも、公益法人会計基準では形態別の勘定科目が請求されておまして、その一方で、従来から事業別の勘定科目の表示をしたいのだという法人が数多くいます。

その場合に、実際には注記するなり、あるいは事業費の小科目として形態別の勘定科目を示すというようなことで対応してくださいというようなところも、これも別途アナウンスしてあげたほうが親切かなというところでございます。

○ ところで、事務局によく問い合わせはあるのではないですか。

○松前補佐 たまにありますけれども、事業別というのか、一応、例えば公益事業の中でも事業区分が幾つかありまして、それとの関係はどのように考えたらいいいのかなというの

は。

○ 例えばこういう●聴取不能●というのがあるという想像をしている。

○松前補佐 はい。事務局が回答するときは、どういった表示でもいいのですけれども、形態別でも、ものが最後できれば数的には。

○ ブレークダウンできればいいですよという話。

○松前補佐 それぐらいです。

○高山座長 長参与から何かこの件についてありますか。

○長参与 でき上がりがわかりづらくなることは確かなのですね。ブレークダウンはわかるのですが、どうしてもそういう機能別の集計した費目がどんどん出てしまうのです。それを無制限にやるとわけわからないことになる。それが一番懸念です。

確かに法人としては利用しやすいでしょうということはありません。

○高山座長 中田参与。

○中田参与 このように注記した場合は、内閣府でも認められるのですかね。そうすると、正味財産増減計算書がすごくシンプルになるということですね。認められるのだったらいいですね。このようにしたいと思います。

○高山座長 金子参与、いかがですか。

○金子参与 こういう●聴取不能●よろしいと思います。

ちょっと教えていただきたいのですけれども、それに付随して、資料3のところで「事業費・管理費目考え方」とあるのですけれども、これは後ほどのほうがよろしいでしょうか。

○ これは一緒にやりましょうか。

○ 事業費の概念のところ、例えば会計監査に係る監査法人、通常で考えると管理費とかわかるのですけれども、例えば何々ジャパンみたいなところ、海外系の法人だと、事業ごとに相手から監査を、法人全体ではなくて事業の監査を要求されているケースが結構あって、そうすると、アメリカの考えとしてはそれは事業費に入ってくるのですね。法人全体ではなくて、そこでもらった事業についてはこういうのを、ここの部分だけ監査してくださいみたいなことはかなり、海外のほうからお金をもらうとついてくるので、アメリカのほうは事業費という理解で。

○ 事業費ですね。

○ ここはあくまで法人全体の会計監査に係るものという意味ではないのですか。

○ 税外報酬も、例えばある特定の事業のみが課税対象になった場合には、それも事業費で。その部分だけに特化して余り過ぎないようにという形で事業費。

○ ●聴取不能●ということですかね。しっかりとひもづけができるかということなのでしょうけれども、それ以外もいろいろお聞きしたりするので、本当にそれだけと証明する、先ほどのプラットフォームみたいに、この事業だけ見てくださいというような契約が税理士との間にしてあれば、きっとオーケーと言うのでしょうか。そうでない状況だと、

きっと管理費も入っているのではないですかと言われるので。

○ 先ほど、中田さんが言ったみたいに、表示の問題ですので●聴取不能●

○高山座長 小森委員から何か。よろしいですか。

それでは、基本的には今の形態と一緒にのですけれども、このような御要望があって、後々形態別まで落とせるようなことがあれば、対応するということなのですが、これを明示するかどうかというのはちょっとそれぞれの法人の判断で、場合によってはいろいろな意図があるかもしれませんので、これは事務局に問い合わせさせていただくような事案だと私は思っているのです。

例えば原価計算をどうするかとか、そういう事例もきっと事務局にどうしたらいいかという問い合わせがあると思いますから、それぞれケース・バイ・ケースの話ですから、協会がお考えを出してもいいのですが、それは勘弁していただきたいという話ですので、よければと思いますが。いいですか。

では、その次、3番に行ってしまったほうがいいですかね。資料3をお願いいたします。

○松前補佐 資料3でございます。「事業費・管理費科目の考え方」ということで、昨年実施いたしました内閣府のアンケートで、事業費・管理費については、事業費と管理費の区分があいまいであるとか、管理費の具体的な科目ごとの取り扱い要領の例示を示してほしいというようなアンケートの結果がございました。

対応といたしましては、例えばFAQとして、こういった解説を加えてはどうかということで、ここに示させていただいておりますので、内容について、この内容でいいかどうかというのを御検討いただければと思います。

事業費・管理費の概念について教えてくださいということでございます。

事業費とは、事業の目的のために要する費用であり、管理費とは法人の事業を管理するため、毎年度経常的に要する費用と定義づけられております。これは現在、ガイドラインに書いてあるところでございます。

具体的には、事業費は、当該事業に跡づけることができる費用であって、例えば事業に従事する職員の給与手当等の人件費、事業に関連して発生する旅費交通費、事業の実施会場の賃借料等の経費が該当する。また、業務執行理事に対する役員報酬のうち、事業へ従事することによる功労であると認められる部分についても事業費に該当する。

一方、管理費は、当該事業に跡づけることができない経常的な費用であり、換言すれば、法人の事業活動にかかわらず、法人が存続していく上で必要な経常的な費用である。例えば、個別の事業実施に直接かかわりのない役員報酬や管理部門の経理担当職員の給料手当等の人件費、社員総会・評議員会・理事会等の開催費用、理事・評議員・監事報酬や税務申告にかかわる税理士報酬、会計監査にかかわる監査報酬等は、法人が存続していくために必要な経常的な費用と考えられるので、管理費に該当します。

ということでございます。

ここについては、先ほど、金子参与からの御意見がありましたので、もう一度御確認い

ただければと思います。

以上でございます。

○高山座長 金子参与のほうから、事業のための会計監査、これは公益事業ですかね。それでいくのではないですかという話でしたね。

○ ●聴取不能●ある特定の事業については今後、協会でも特定目的をいろいろと決めてくださっていると思うので、海外は法人全体というよりも、規定の事業に対しての監査がかなりあるので監査の関係で全てを書かなければいけないわけではない。

○ ●聴取不能●御確認いただければと思います。

○高山座長 では、長参与から。

○長参与 基本的な考え方●聴取不能●金子参与も言われたとおり、特別目的監査というのをこれから課すようですので、公益法人でも、確かにある一部の事業について監査してほしいというニーズはあります。現在、保証業務としてやっているものがありますので、それが特別目的の監査になるはずですので、事業費の中に入る可能性はあります。

○高山座長 中田参与から。

○中田参与 これについては特によろしいと思います。

○高山座長 上倉参与から。

○上倉参与 金子参与と同様です。

○高山座長 梶川参与。

○梶川参与 特に。これは。

○ FAQに出るのです。

○梶川参与 今のお話というのはFAQの中に盛り込むわけではないのですね。そういうことも考えられるという確認をこの場でしたということです。そうであれば、結構だと思います。何かここに影響するとなると、なかなか難しくなってしまうかなと。

○高山座長 書き方がちょっと難しいですね。

小森委員から何か。

よほどそこは契約書に。

○ 永遠に書かなければいけない。

○ きっちり閉まるのか、そこに持っていくにはかなりのハードルが要ると思いますので、それに耐えられるかどうか書くのはちょっとあれですが、基本としては、やはり税理士報酬とか会計監査の報酬もという取り扱いにしたいと思います。

では、これでいきたいと思います。

それでは、また戻りまして、資料2、3番目の財産目録につきまして、上倉参与のほうから。

○上倉参与 3番目は事務局のほうから●聴取不能●気がするのですが。

○高山座長 では、事務局のほうから。

○ 使用目的欄は基本的には要らないのではないかなという意見を持ったのです

が。

○松前補佐 わかりました。御説明させていただきます。

財産目録の使用目的欄の表示の必要性ということで、認定法施行規則で、25条でございますけれども、第18条第7号の内閣府令で定める方法として、財産目録、貸借対照表またはその附属明細書について、財産の勘定科目をその他の財産の勘定科目と区分して表示する方法とするというのがございます。

また、31条に、財産目録の各項目については、当該項目の内容を示す適当な名称を付さなければならない。この場合において、公益目的保有財産については第25条第1項の方法により表示しなければならないとなっております。

これは、具体的な公益目的保有財産については別表示をなささいということを決められた規則でございます。これを受けまして、公益法人の会計基準の運用指針においては、財産目録の様式に「使用目的等」の欄を設けて、そこに公益目的保有財産である旨の記載を例示し、または公益目的保有財産の明細を例示しているところでございます。このため、法令の趣旨から「使用目的等」の欄を省略することはできないと考えられるという結論でございます。

もともと一応目的欄を簡略化できないかということだったかと思いますが、これについては施行規則がございまして、保有財産につきましては、財産目録で表示する例示を一応させていただきますので、このような結論で御検討いただきたいということでございます。

○高山座長 これは公益法人の、参考になるかどうかかわからないのですが、取り決めの方法をちょっと、やりとりを、私の記憶なのですが、もともと財産目録というのは財務諸表にはないという形だったのですが、認定法で財産目録がどんと前面に出てしまって、今までは財産目録と貸借対照表が同じような状態の中で、財産目録が出ていたのですが、これをどうしようかという話がありました。

でないと、財産目録がせっかくばんと出たのですけれども、何とか命を与えなければいけないというところで、いろいろと検討した結果、この財産目録に公益目的保有財産を書く。これ以外に、貸借対照表に公益目的保有財産を書くというのもあるのですけれども、そうすると、全く財産目録が存在意義を失ってしまうということで、存在意義を失わせないために使用目的を書いていき、それによって存在意義を、新たに命を吹き込んだという経緯がございまして。

したがって「使用目的等」というところが、この財産目録の利用価値の唯一と書いていい状況ですので、これを省略するのは厳しいのではないかと、個人的な思いはございますが、そのように結論付けてしまいいいかどうかあるのですが、皆さん、ちょっと御意見を伺えればと思います。

長参与からお願いします。

○長参与 せっかくつくることになっているものは、何がしか作成する意味がないと何も

ならない。使用目的等がないとつくっても意味がないと、法律にあるからとりあえずつくりましますととなると、利用価値が全くなくなりますので、当然いいかと思えます。

○高山座長 中田参与、いかがですか。

○中田参与 今の法律のたてつけだと、公益目的保有財産を●聴取不能●の1つとして●聴取不能●

○高山座長 金子参与。

○金子参与 財産目録は、見ばえ的にも、大変かとは思いますが、そこに書いてあるような法律の趣旨等を考えればやむを得ないのかなと考えております。

○高山座長 上倉参与、いかがですか。

○上倉参与 私も同様でございますけれども、多分、財産目録に示すというのが一番わかりやすい方法だと思います。

○高山座長 小森委員、よろしいですか。

○小森委員 同様でございます。

○高山座長 ということで、この使用目的、本当に財産目録、貸借対照表と何も変わらないような状況になってしまって、意味がなくなってしまうので、意味ある財産目録をつくるという意味でも、使用目的の省略はできないという方で考えています。

それでは、資料4「小規模法人の定義について」でございます。この件につきまして、事務局のほうから御説明いただきたいと思えます。

○松前補佐 資料4「小規模法人の定義について」という資料でございます。

小規模法人につきましては、まず「1. 中間まとめまでの考え方と記載内容」といたしまして、記入させていただいております。これまで御議論いただいた内容でございます。

公益法人制度においては、新規に参入の法人の多くは事務担当が少人数である。また、既存の法人においても、事務担当が少人数である場合が多い。このことから、事務負担の軽減を求める声も上がっておりまして、公益法人制度の利用を促進するためには必要な対応であると考えております。

人数規模だけ考慮すれば、現状の制度において、事務負担の軽減を図る対象法人として、小規模法人を認めることは可能であるか。これについては、事務担当が少人数であっても、多額の取引を行う法人が存在するため、そのような法人において、多くの利害関係者が存在することもまた考えられるということでございます。

これらを踏まえて、これまで研究会では、収益、資産、寄附金、補助金の受領の有無等の定量的条件が検討されてきました。これらの財務数値は、利害関係者の多く、社会的影響の重大さを反映していると判断したから、このような定量的な条件が尊重されたところでございます。

公益法人の活動の状況を理解するための情報といたしまして、収益の規模が考えられまされども、法人の継続的活動能力、特に、財務健全性を理解するための情報の1つとしては、資産の規模も考えられるということでございます。

また、反対給付のないものを受領した場合、受託責任が生じるため、一定規模の受託の寄附金や補助金を受領する法人については、受託を履行するため、簡便な取り扱いを認めることは不適切ということで、このような定量的な条件が上げられたところでございます。

また、中間まとめにおいては、あわせて定性的な条件として、法人の自己規律の取り組み、例えば自主的・自発的に情報開示をインターネットで行っている等を重視すること等を条件とする案も出され、引き続き検討することとなったということで、中間まとめにおいてはこのような記載で終わっているところでございます。

研究会の審議をさせていただいている経過でございます。

まず、参与からの御意見といたしましては、小規模法人の負担軽減策に掲げられた項目を検討していく過程において、例えば貸借対照表内訳表について、規模を限定せず議論が必要という御意見もございました。

また、小規模法人には、事務処理能力が乏しいことを前提に、会計処理の中で簡便な方法を認めることはできないかという視点で、民間営利法人の会計基準であります中小企業会計基準をもとに、同様の項目につき、適用可能か否かを議論させていただいたところでございます。その結果、中間まとめに記載された内容については、おおむね対応する方向で意見が一致したところでございます。

これについては、重要性の原則については一致を見たところでございます。

次のページ、それまで事務局から御提案させていただいた案というのは、主に規模の定義をさせていただいていたところでございます。

「小規模法人の定義試案」といたしましては、以下の条件に該当する法人小規模法人にするということで、①公益目的事業の経常収益1000万円未満かつ、資産規模1億円未満の公益財団法人、資産規模2000万円未満の公益社団法人。②寄付金収入200万円未満であること。③補助金（預り補助金含む）1000万円未満であることを条件として、小規模法人としてはどうかという点を確認させていただいております。

下は参考のデータでございます。

次のページ、中間まとめまでは以上のような御議論をいただいていたところでございますけれども、もともと研究会においては、昨年の8月の発足以来、多くの法人さんの要望から、小規模法人の負担軽減策を優先的な検討課題として御議論してきたところでございます。

議論の経過の中で、小規模法人のため別途の会計基準を定めようとするものではなくて、あくまで現行の会計基準の趣旨を踏まえて、できる限り運用上の簡素化を図ることを目的とするということで、中間まとめにもそのような記載をさせていただいているところでございます。

その後、さらに御議論をいただいて、さらに検討をしていただくことになると思っておりますけれども、小規模法人を定義した場合に、会計処理の簡便化は、別途小規模法人に適用する会計基準を設定することによる整理が必要であるという意見とか、そもそも会計処理

の簡便化が小規模法人の負担軽減策になるのかという意見も、その後、いただいているところでございます。

ある程度、中間まとめを出した後で御意見もあったところで、議論が進んできておりますので、改めまして、小規模法人を定義して、会計処理の簡便化が現行枠組みの中では可能であるかどうか、あるいは、規模にかかわらず原則的な処理の適用が必要であるかということ、改めて御確認をしていただきたいということでございます。

以上でございます。

○高山座長 ありがとうございます。

小規模法人の定義はなかなか難しい流れとなりまして、今までの流れですけれども、皆さんは、参考資料1なのですが、公益法人会計に関する検討課題としての優先順位ですけれども、何しろこの研究会が発足した当初から、小規模法人の負担軽減策をしてほしいという、4つの団体からの御意見等もありまして、これを優先的に議論していこうということで、皆さん議論していただいたところでございます。

ただ、御存じのように、この会計基準は、税法と非常に密接にリンクしておりますので、かつ、公益法人はかなりの税制優遇をもらっている中で、どのように動かしていくかということで、事務局も大変御苦労されているところなのですが、今回、小規模法人の定義をしていく中で、またちょっと戻りまして、資料4の2ページ目、前回、小規模法人の定義を出そうとしましていろんな御意見をいただきました。例えば消費税を1つ、免税等考えると、売上1,000万以下が免税になっていますから、その部分を使ってとかという話の中で絞り込んだ結果、小規模法人として出てくるのが下から5行目、6.4%の小規模法人について、小規模法人をはっきり認めるにはちょっと少ないかなという話で、もうちょっと延ばそうという中で検討してまいったところです。

ところが、今、世の中がちょっと、この当時の検討と随分変わっています。1つが、公益法人に対する税制優遇が、社会福祉法人と比較しても、社会福祉法人の最高額と公益法人の最低額は同じですね。それよりもずっと公益法人のほうがたくさん認められているという状況、そして、社会福祉法人が公益法人会計基準を参考にしてつくっているという、社会福祉法人は小規模法人の軽減策等はない。さらにプラスして、収支計算書まで加算されているという、事務的な負担は社会福祉法人がずっとあります。

かつ、今、社会福祉法人は税制的に、これはかなり今、見直しの中で対象になっています。特に、去年、おとしぐらい、1.8兆円の剰余金があると、1法人3億円の剰余金があるということで、これは梶川先生もその後、見直しされて、半分ぐらいかもしれません。なにしろ、今、剰余金の話、税制改正の俎上に上がりつつあるという状況があります。

そういう中で、公益法人が今、たくさん持っている税制の優遇を捨てる覚悟を持ってやるかどうかというところが今、問われているのだと思います。小規模法人は、見直し中で、当然、財務省と●聴取不能●していく中で、これを認めます、だけれどもこちらはだめと言われる可能性もある状況です。

ですから、時期的に、今、こうやって会計基準の見直し、特に小規模法人だと大きな見直しになりますから、大きな見直しをしていいのだろうかというところもあって、実はまとめのところだったと。すなわち、小規模法人を定義して、助かるのが6%、あるいは、もうちょっと頑張って10%あるいは20%に乗せて、残りの8割のところは今、持っている特典を失う可能性があるような危険性があることをやるのが得策かどうかというところで、悩んでいます。

一方、この研究会のもともとの発足が小規模法人の負担軽減ですから、そういう意味で、この旗印をおろすこともなかなか難しいのですが、ここは1つ腹を決めるのか、あるいはそうではなくて、負担軽減を追求するのかというところで悩んでいるところなのですが、今のを前提にして、皆さんの御意見を伺っていきたいと思います。

長参与のほうからいきましょうか。

○長参与 社会福祉法人と根本的に違うのは、補助金だと思うのです。社会福祉法人は補助金なしには事業をやっていけないので、多額の補助金が投じられていますから、それはしっかりしなければいけないということだと思うのです。それで資金収支のほうも当然つくることになっています。そもそもそこが違う。

公益法人に関しても、補助金を多額にいただいているところはそれなりにしっかりしなければいけないというのは当然のことだと思うのです。自分たちでやっているもの、自分たちの事業としてやって、自分たちの事業収入ないしは利息の収益だけで運営しているようなところに対しても、やはり同じように厳しいことをやっていることに疑問があります。そこら辺をもう少し考えていただけたらと思います。

6.4%ですね。もっと多く、できれば20%、30%の小規模法人は救っていただきたいというのがあります。

○高山座長 今の御意見なのですけれども、補助金と、あと税制優遇も補助金なので、税制優遇という大きいものがありますので、これはちょっと忘れていただきたくないと思います。

○長参与 そもそも収支相償でやっていますから、利益が出ないのです。基本的には税制優遇は関係がないのです。

○高山座長 では、中田参与。

○中田参与 こうなると、理屈の問題ではないのですけれども、財務省はどうしているのでしょうか。ちょっとでも小規模法人を入れるならだめというような雰囲気なのではないか。そこにかかっているのではないかと思います。

○高山座長 私もちょうと又聞きなのですが、かなり厳しい対応をしているということで、直接対応されている方は苦慮されていますね。これを入れることによって失うものが多いのではないかとこの部分がありまして、やってみなければわからないですけれども、そこまでの危険を冒すというのは。小規模は会計処理をきつとちゃんとやっていないので、それを追認してあげようというのがありますので、それをどうするかですが、実際窓口は

すごく厳しい状況だという意見は聞いております。

○中田参与 実際問題、小規模法人の負担軽減策、会計処理の中小企業会計基準を組み合わせても何の役にも立たないですね。小規模法人だってこれを負担軽減とは思わないと思うのです。それだけだとすると、リスクを冒してやる必要ないかなと思います。

そうすると、この会議の目的はどうするのでしょうか。

○高山座長 そうですね。ありがとうございます。

金子参与から何かありますか。

○金子参与 6%のためにこの会議が始まったというのはあったと思うのですが、課税の評価の範囲についてはお伺いしていますので、あとは●聴取不能●

○高山座長 上倉参与から何かありますか。

○上倉参与 仮に救うとかという話であれば、6%というのは非常に少ない数字だなと。何となくイメージ的には20~30%救わないと意味がないのかなという感じがします。

ただ、先ほど中田参与が言われたように、実際に会計基準の簡略化自体が負担軽減にはならないのではないかと考えていまして、そうすると、財務省の非常に厳しいというところを考えたときに、わざわざこれのために小規模という概念をつくるというのはどうなのか。やめたほうがいいのかという気がしています。

○高山座長 梶川参与。

○梶川参与 この研究会はそもそも会計に関する研究会でもあると思うのですが、そうは言っても、制度上の改善策があってそれが公益法人制度をさらなる発展に導けるという観点で会計に関連することをテーマとするというのが出発点だと思うのです。その意味で、小規模の法人というのは公益法人制度のために頑張ってもらいたいという観点もあって、だから小規模というのを議論してきたわけです。

ですから、それだけがテーマの研究会ではないと私は認識しておりますけれども、ただ、今、お話を聞く限り、それが随分全体に対して何らかのリスクをもたらすような方向性になってしまうというのが税制優遇の話なので、それは制度の発展に対して本末転倒の話になりますので、純粋に1つの観点だけではなくて、判断するというのが研究会に沿った形だと思いますので、では、判断する材料と言われると、どの程度の感触を得た、どの程度の話し方というのがないのにわかには言い切れないのですが、今、座長がおっしゃられたように何らかのリスクがあるということで、慎重にリスクに対応して、考えていくことだと思います。

さらに言えば、この制度あつてのために、上倉参与、中田参与がおっしゃられるように、今、やろうとしていることがそれほどのメリットがないのであれば、まさに制度的にもそんなにプラスではないかもしれない。むしろ、税制優遇の方向について違う意見が出てしまうということであれば、何のための研究会かということになりかねませんので、それはあえてという感じではないです。

○高山座長 小森委員は。

○小森委員 皆さんと同じですけれども、ちょっと分が悪いかという感じです。触らないほうが。それと、6%という数字です。ちょっと小さ過ぎる。

○高山座長 ありがとうございます。

委員として、恵委員のほうから何か。

○恵委員 恐れ入ります。

取り扱い自体は、検討課題として検討したという意義が大きくて、この検討のプロセス自体は1つといたしますか、●聴取不能●のことを分析したということの意義が大きいかと思っておりますので、結論として今回は扱わないことも1つの結論と思いました。

○高山座長 事務局長。

○高野事務局長 これまでのこの研究会の議論をお聞きしまして、個々の検討課題について議論していただいた結果、規模の大小にかかわらず適用すべきではないか。それが原則として適用してもらわざるを得ないなという場合と、運用の緩和みたいなことも含めて、小規模だけにかかわる話ではないでしょうということ、個々の課題に関して方向性を打ち出してきていただいたわけです。

その結果として、当初は小規模に限っての措置ということがあり得るのではないかと。特に、規模の脆弱なところというのは、制度の難しいところが象徴的にあらわれる傾向があるでしょうから、そういったところから上がってきている具体的な声に備えて検討していくと、おのずとそういうことになるのではないかと。規模の脆弱なところにかけている実務上の制度の重きと、もう一つの税制優遇だけの措置が講じられているところとのバランスを、小規模というところに限って検討していくと、1つの答えが出てくるのではないかと。という想定で順次課題を設定して、検討していただいた。

しかし、結果は規模の大小には必ずしもかわらないということにほとんどのものがあったということなので、それは検討の結果として、少なくとも今回、検討の対象にしたような課題については、特に小規模ということで扱いを変えようという結論にならなかった。これを無理に、例えば小規模のものについて何らか別の制度ないしは別のルールを導入するとすると、恐らく公益法人の制度からはごく小さいもの、脆弱なものについては、制度の適用対象から切り離すという方向性が出てこざるを得なくなって、それが現在の認定法の想定している話でもないし、研究会がそういう方向性で検討したわけでも全くないので、逆転してしまう。

ですから、今後の別途の一面の課題が何らかの事情で浮かび上がってきて、それらのものうち、一部については小規模法人について別扱いしたほうがいいのかということはあるかもしれませんが、今回、想定した一面のものについては、入り口は確かに小規模法人の声ということで課題をピックアップしていきまされたけれども、結果としてそうならなかっただけで、今度は逆に考えますと運用改善にしても、小規模だけに限らず、公益法人全体についてやるということであれば、今度は改善の対象は小規模から全体に広がったわけなので、そのようにポジティブに考えるべきなのではないかと。

何か本当はやりたいのだけれども、どこか難しいところを言っているから役所があるからやらないとか、今回は見送りましょうとかということではなくて、個々の課題についての検討の結果として、そういう整理になった。今回の一連の課題については少なくともそういうことではないかと思います。

○高山座長 ありがとうございます。

やはり規模が小さいから簡略化するというのはなかなか今のお話で、なぜそこだけを手けるのという本質の話になってきてしまって、特に数量基準等になってしまうと、まさにそこは不公平とかというところになるということがありましたので、今回は重要性の原則ですとか、あるいは配賦方法の慣例化とか、そういうところは規模にかかわらず原則的な処理方法をする今回は考えましょうという落としどころでいきたいと思います。

全般について弾力化するとしますと、例えば収支相償の剰余金の回収を延ばすとか、いろいろとありますので、当初、確かに小規模法人の負担軽減といただきましたけれども、検討の結果、そういう形に今回はさせていただく。

次回以降は、新たにいろんな議論があれば、そこで検討するということになりますが、今回はそういう落としどころにさせていただきたいと思いますので、皆さん、ぜひよろしくお願いいたします

ということで、資料4につきましては、御意見は一致したということで、今回は合意ということにいたします。

それでは「6. 第12回 検討結果について」ですが、資料5-1、5-2、事務局のほうから御説明をお願いします。

○松前補佐 資料5-1でございます。前回まで御議論いただきました項目について、最終的な報告書の案の文章が決まった項目から、御議論いただいた項目から並べて、お示しさせていただいているところでございます。

御議論いただいて、結論いただいたと考えておりますのは5個ありまして、1つ目が「貸借対照表内訳表について」2つ目が「収支相償の剰余金解消計画を1年延長する案について」3つ目が「過去の赤字補てんについて」4つ目が「公益目的保有財産を取り崩した場合の充当」について、5つ目が「指定正味財産の考え方について」。これらについては、前回まで御議論をいただいて、御結論いただいたと考えております。

ほぼそれまでの資料と同じでございますけれども、一部変えたところがございますので、事務局で説明をさせていただきます。

資料5-1の「1. 貸借対照表内訳表について」でございます。これにつきましては、結論としては、現在のとおりということでございますが、下から2行目の線を引いたところで「なお、今後は、法人が貸借対照表内訳表を作成するに当たり、手助けとなるような支援方法等を検討していくこととする」ということで、ここは前回、御議論いただいて、何らかの手助けとなるようなことを今後、研究会がある場合に課題としていってはいかがという御意見をいただいたので、ここにそのような文章を反映させていただいたところで

ございます。

「2. 収支相償の剰余金解消計画を1年延長する案について」ということでございます。これも前回まで提示させていただきました案と一緒にございますが、3ページ目でございます、注1と注2ということで修正をさせていただいております。これについては、収支相償の剰余金の説明をするときに、翌事業年度における解消計画で収支相償することができないことについての特別な事情とか、合理的な理由がある場合には、使い道についてしっかりと検討した上で、より計画的に資金を活用しというように、前のほうで定義をしておるのですけれども、合理的な運用についてはどのようなことを考えるかということで、注1で「合理的な理由とは、平年度における法人の事業規模に照らし、翌事業年度だけで剰余金を解消するには困難が伴うといった事情がある場合、例えば2年をかけて段階的に事業拡大を図ることが考えられる」と注1を入れてございます。

注2は、前回までちょっと表現を見直したほうが良いという御意見をいただきまして、注2につきましては「事業が恒常的に相当の黒字を生む構造になっている場合には、合理的な理由には含まれない」という形で文章を修正させていただいております。前回は黒字の体質の場合には合理的な理由には含まれないというような内容だったので、ここに合わせて書くには表現が合わないのではないかと御意見がありましたので、注2と分けさせていただいて、こういった表現にさせていただいております。

あと、参考で、最後に「(参考)別紙1」というのを入れさせていただきました。図表といたしましては、収支相償の剰余金の取り扱いということで、現行の剰余金の発生の場合と、最終報告書案に基づく運用方法ということで、これも前回までの資料を使わせていただいたところでございます。

「3. 過去の赤字補てんについて」ということで、過去の赤字補填については基本的には剰余金の使途としては適当でないという結論をいただいているところでございまして、それを文章として反映させていただいております。

これについては、最初から確認させていただきますけれども、過去の事業年度で発生した赤字を補填することについて、当該事業年度以降発生した剰余金の使途として認められるか否かについて検討を行った。検討においては「民間営利企業において、欠損金の繰り越しが法人税法上認められていることもあり、公益法人においても同様の措置を認められるべきではないか」という意見があった。一方「利益を出すことを目的とする民間営利企業と、公益目的事業を行うことが目的である公益法人では、設立の目的及び性格が異なることから、過去に赤字を出したからといって、それを埋め合わせる必要があるとはいえない」という意見があった。

検討の結果、現時点で過去の事業年度で発生した赤字が存在する場合においても、発生した剰余金をどのように活用していくかは、認定法の考え方に従い、将来に向かって公益目的活動に投資することにより、事業の拡大を図れるよう、事業計画や予算に反映させ実施することにより、結果として、法人の財政状況が回復できるものとの意見にまとまった

ということでございます。

したがって、過去の事業年度で発生した赤字補填は剰余金の使途としては適当ではないということとなったということでございます。

このような検討課題が挙げられたことについては、公益目的事業区分における正味財産の維持に懸念があることに起因するものと考えられる。この点については「公益目的事業会計区分以外の区分での財産をどの程度保有しているかに関連するものであるため、運用上、柔軟な対応を求める」との意見があった。加えて、各行政庁において対応が異なるという声を聞くが、公益法人が将来に向かって活動の基盤を拡充することができるよう、各行政庁において適切な運用をしていただきたいとの意見があったということで、なお書き以降は追加で御意見をいただいたところを反映させていただいています。

次の４ページ「４．公益目的保有財産を取り崩した場合の充当」ということでございます。

これについても、剰余金の使途としては適切でないという御結論をいただいているところでございます。

内容につきましては、公益法人がやむを得ない理由により、公益目的保有財産を取り崩した場合に、発生した剰余金を公益目的保有財産に充当することは認められるか否かについて検討を行った。検討においては「本来取り崩すべきでない公益目的保有財産の取り崩しを行っており、法人の安定的な運営のためには、その回復を図ることが望ましい」という意見があった。一方「公益目的保有財産を取り崩しただけで、法人の継続的な運営に問題が生じているとはいえず、直ちに埋め合わせを認める理由にはならないのではないか」との意見があった。

検討の結果、認定法の運用上、剰余金の使途については、過去の説明ではなく、将来に向けての計画で説明することを予定しているため、将来に向けての公益目的保有財産をふやす説明をもって可能ではないかという意見にまとまったということでございます。

公益目的保有財産を取り崩した場合に、発生した剰余金を潰して、公益目的保有財産に充填することは適当でないこととなったということでございます。

続きまして「５．指定正味財産の考え方について」でございます。

これも前回までの資料をまとめさせていただいておるところでございます。

「①指定正味財産の考え方」ということでございます。指定正味財産については、公益法人会計基準及び実務指針に示されているところでございます。

実務指針のその２のⅠ３に例示されているものの、使途の制約については、例えば「公益目的事業に使用すること」といった抽象的な指定で該当するのかどうかは明確になっていない。つまり、どの程度の制約が課されていれば指定正味財産として取り扱うのか、明確な基準が示されていないところである。

また、指定正味財産は制約の解除により一般財源化するため、指定正味財産から一般正味財産に振りかえることになるが、制約の具体的な範囲が明確にならないと、制約の解除

とそれに伴い一般正味財産への振替といった会計処理にも影響するというところでございます。

「②問題点」といたしまして、指定正味財産の概念は、平成16年基準改訂時に新たに導入されたものでありまして、指定正味財産概念の普及の意味から、その取り扱いについては厳格な規定を置いていなかったと考えられます。

平成20年基準では、その考え方を踏襲しておりますけれども、公益認定制度の財務基準のうち、収支相償、遊休財産規制において、指定正味財産の概念が取り入れられておりますので、当初予定されていなかった制度上の要請がかかっているというところでございます。

このような考え方から、例えば公益法人のための寄附として定められているだけで、具体的な用途は法人の判断にゆだねられているような場合や、特に定めのない特定資産の運用益など、指定正味財産として処理されることが適当であるのか疑問となる事例も多くある点が問題となっているというところでございます。

指定正味財産についての具体的な記載は、20年基準には定めはないので、会計士協会の実務指針を参考として、事例を検討したところでございます。

「③用途の制約」でございます。指定正味財産の趣旨は、寄附者からの受託責任の明確化のため、一般正味財産から区分することにあります。つまり、寄附者等からの制約があるため、法人の判断による利用を排除するために必要な区分であろうと考えられる。この趣旨に鑑みると、法人の裁量による利用ができないような制約がかけられているもののみを指定正味財産として扱われるべきであると考えられます。

このような趣旨から、例えば寄附者からの「公益法人のために使ってほしい」や「公益目的事業のために使ってほしい」といった制約は、具体的な使用については法人の裁量にゆだねられている部分が大きいので、用途の制約としては不十分である。

この観点から、用途の制約について「公益目的事業の〇〇事業の事業費に充当してほしい」とか「奨学金事業の奨学金の財源に充当してほしい」等、具体的で法人の裁量が働かない形で表現される必要があるという御結論をいただいているところでございます。

前回、幾つかの項目に分けて御検討いただいて、結論が出て書くべきというような御示唆をいただいたところを書いているところでございます。

1つ目が「複数の事業にまたがる用途の制約について」でございます。複数の事業にまたがる用途の制約を会計上の指定正味財産として扱うか否かについてでございますが、寄附者の意図を確認することが第一であるが、寄附者側の事情でやむを得ない場合には、法人内部で寄附金規定等において定めた配分ルールに従い、寄附金の用途の指定がなされているものとみなすことも可能と考えるというところでございます。

2つ目が「基本財産の運用益について」でございます。指定正味財産を財源とする基本財産の運用益について、当然に指定正味財産であるとの考え方もあるが、運用益についてはまでは寄附者等の意思を超える場合も多いと考えられるため、運用益については具体的な

使途の制約があるものについてのみ、指定正味財産として取り扱うものと考えられるということでございます。

次の6ページ「指定正味財産が支出されずにいる場合」でございます。特定の事業に使うこととされた寄附金を指定正味財産とした場合、適切な事業対象がないなどの理由により、支出せずにいる場合には、当該寄附金は、会計上は指定正味財産とは取り扱わないこととなるということでございます。

「④指定正味財産から一般正味財産への振替え」ということで、寄附者等の使途の制約に沿って財産が費消された場合には、指定正味財産として使途の制約は解除される。制約の解除に伴い、解除額相当が指定正味財産から一般正味財産へ振りかえられることとなるが、使途の制約が不明確な場合、制約の解除のタイミングと解除額があいまいとなり、そこに法人の恣意性が入り込む可能性がある。

例えば保有形態を株式等で保有し続けることを指定された指定正味財産を、取り崩して事業に使うことは全く許されないのかということについて、当該事情が発生したときに、寄附者の意図を確認することが第一と考えるということでございます。

「⑤指定正味財産に関する平成20年基準と実務指針の関係について」ということで、これは追加をさせていただいたところでございます。

指定正味財産については、寄附者等からの使途の制約、指定の解除等の事実認定に関しては、より明確な規定とする必要があるのではないかと、あるいは、指定正味財産の運用について具体的な考え方を明確にして、法人関係者に示すことが必要ではないかと考えられる。

上記にも記載したように、平成20年基準には、指定正味財産には具体的な記載がなく、実務指針を参考にされている。したがって、指定正味財産の今回の検討結果については、実務指針でも反映してもらおうよう、日本公認会計士協会に要請するものとし、実務指針との関係を明確に整理することが必要と考えられるという形で記載させていただいております。

これらの項目については、前回まで御議論いただいた結果でございますけれども、何かもし間違いがございましたら、御意見をいただきたいということと、ほかのものについては、指定正味財産の関係だけではないのでございますけれども、一応実務指針との関係で、指定正味財産の項目を検討するにおいては、事例として実務指針から検討課題に挙がっておりますので、ここで一度実務指針との関係を精査していただいた文章を入れさせていただきました。

以上でございます。

○高山座長 ありがとうございます。

大体内容的には皆さん認定された状況ですが、6ページ目の⑤、16年基準をもとにした実務指針があって、20年基準に対応する実務指針がまだないということなので、ここについて協会のほうに要請したいということが書いてありまして、この一文がどうなのかとい

うところがありますので、梶川参与のほうからいかがですかね。協会の代表として。

○梶川参与 どの立場でお話していいか。

○ 2つの立場で話していただくとありがたいのですが。

○梶川参与 基本的に、一番現場で接している場合の多く、制度的に明確にするという意味では、会計士協会が必ずしも変わったということだけではなく、●聴取不能●ということかと思えます。

○高山座長 上倉さん、状況としては、これについてどんな感じ。

○上倉参与 16年基準のもとで出されている実務指針が1から4までありまして、それを今、まとめて20年版に入れるような作業をし始めたところです。

○高山座長 では、当然、正味財産についての考え方はその2で。

○上倉参与 その2でしたか。指定正味財産の記述がありますので、そこにこの内容を入れるような形がよろしいでしょうね。

○高山座長 そうしていただくと、こちらとしてもありがたいので、ぜひ。

今の報告書最終案について、何か御意見、つけ加えることとか、あるいはここはどうですかという質問とかがあればしていただきたいのですが、長参与から何かありますか。

○長参与 特に。

○高山座長 問題ないですか。

中田参与からは。

○中田参与 幾つかあるのですが、まず1ページ目の●聴取不能●なのですけれども、これはそういうことをされていたのでしょうか。

○ 協会に投げてしまうものでしたか。

○松前補佐 これは、前回の御議論の中で、今の内訳表自体が正しくないのではないかというお話もあって。ただ、法人さんにおいては、作り方がわかりにくいというのもあるので、そういったこと、何らかの作り方のカンペ的なものとかを検討で決めたらいいのではないかという御議論があったので、具体的にどうかという。

○中田参与 そういう意味ですね。これだけ読むと、内閣府がそういう支援策を法人に対してするとか、そんな期待を抱かせるようなことになってしまうので、そうではなくて、もうちょっと一段階前にあって、検討があるということ、検討と書いていますが、そのように読めてしまうので。

○ 期待してしまいますね。

○中田参与 それが1つと、3ページの「過去の赤字補てんについて」なのですけれども、結局、過去の赤字補填に充ててほしいという希望は、最後の段落にあるように、正味財産の維持なのですが、要は、将来何が起こるかわからないからためておきたいという要望がすごくあるのに対し、今、特定費用準備資金のFAQが出ていますね。あれを見ると、たしか公益目的事業費率か何かのところちょっと書いてあるだけで、あれはそういう意味だと読んでいく方は少ないのではないかと思うのです。だから、この辺にちょっともう一回、

くどいようですが、そういうことではかってくれというのをつけ加えていただくと、そういうことではかれる、特費ではかれるような、特費はそのよう使えないと思っている法人が多いのです。何かイベントをやらないとできないとか、そのように思っている法人がすごく多いので、赤字をちゃんと計算して、赤字が将来生じるということがわかったら、別に財政安定化資金でなくても特費で対応できるよときちんと書いていただくと、そうだったのかと思う法人も結構あるのではないかと思いますので、この辺ちょっと書いていただけないかなというところが1つ希望です。

続いて4ページなのですが「4. 公益目的保有財産を取り崩した場合の充当」なのですが、この文章は実にわかりにくい。この前議論をやりましたから、私としてはこの問題の意図はわかっているつもりです。つまり、赤字のときに公益目的保有財産を充当して、そのせいで余ったからといって積み立てをすると、結局過去の赤字補填と同じことになってしまう、だからだめということですね。でも、この文章はそのようには全然読めないで、何を言っているのかさっぱりわからないのですよ。

そもそもわからないのが、公益目的保有財産を取り崩したときに、その期に余ったから積み立てるのではないですね。翌期ですね。そういうことも書いていないので、一回取り崩したときに、期をまたいで積み立てられるかという論点だということをはっきりさせていたいただきたいということと、それが赤字補填と同じようなことになってしまうからだめということをはっきりしてほしいというところです。

考えたのですけれども、一回公益目的保有財産を取り崩しますね。例えば翌年に積み立てをする場合には、取り崩したから残りが余っているのでしょうか、それを積み立ててはいけませんよと、ひもつき関係が明らかなので、それはだめと言えるのですが、ひもつき関係はどこまでやらなければいけないものなのか。例えば10年前に取り崩しました、10年後に余剰が出ましたというときに、公益目的保有財産を取り崩した余剰が残っているのか、それとも、10年間の何かの違う余剰なのかについては、はっきり言って区別できないような気がするのです。

そうすると、取り崩した後何年間これを持っていけばいいのかということについて、運用上の問題としてどのようにやられるのか。過去のはいけなくて将来のはいいということですが、過去のがだめというのは、運用上、どこまでひもつきにできるのだろうか。そうすると、厳しく考えると、1回取り崩したことがあると、何年たっても公益目的保有財産の積み立てはだめと言われてしまうのかなと、その辺の運用がわからないのですが、もし、運用上、どのようにやられるかというお考えとかがあれば、お聞かせ願いたいと思います。

○ 今の御質問についてなのですけれども、なかなかわかる人間が見ればわかるのですけれども、読みづらいということですね。

ただ、原則的には1回取り崩したものはもうだめなのではないかということだと思っております。

- 中田参与 1回取り崩したら、二度と公益目的保有財産を詰めないということになる。
- その公益目的保有財産はだめだと。
- 中田参与 そのというのはどのなのでしょう。目的が違うということですか。
- そういうことだと思います。目的を違えて。
- 中田参与 では、同じ目的でとか、そのように書いていただければわかるのですけれども、そうでないと。
- 同じ目的による公益目的保有財産ですね。全体が公益目的保有財産をふやせないというわけではなくて、その目的で、安定化だったら安定化で持っているものを取り崩しました。それをまた積むのはだめなのですが、何か別の公益目的事業を立ち上げるのでしょうかね。
- 中田参与 そのように書いていただければいいのですけれども、このままだと運用で厳しい運用をされる。県の行政庁などだと1回公益目的保有財産を取り崩したのではないか、未来永劫絶対積み立ててはいけないよということになってしまうと、ちょっと厳しいかなと思ったので、その辺、明らかにしていただければと思います。
- もう一ついいでしょうか。5ページの「③使途の制約」なのですけれども、第2段落のところに、例が載っております。公益法人のために使ってほしいとか、公益目的事業のために使ってほしいとあるのですが、一般的にはこれは指定正味財産としては不十分だということはあるのですが、その下の「複数の事業にまたがる使途の制約について」は、複数の事業の場合には、法人が寄附金規定を持っていて、事業で分けられるからいいよ、そういう場合は法人の申請が排除されるからという論点でありますね。
- そうすると、例えば公益目的事業のために使ってほしいともらっても、法人が公益目的事業AとBとやっていて、公益目的事業にあってほしいとだけ言って、どの事業に当たるか不明な場合には、複数の事業にまたがる寄附と同じように寄附金規定でこの事業に充てる、この事業に充てると、寄附金規定で決めておいたら、それはそれで一応法人の申請は排除されるのではなかろうかと思うのですが、上のほうの文章だけだとそのように読み取れないのですが、そのような考え方でよろしいでしょうか。3段落目の公益目的事業の○事業の事業費に充てると明示しないといけないのか、それとも、公益目的事業のために使ってほしい場合には、特定の事業にすると寄附金規定で決めて、もしくは、公益目的事業のA事業のために使ってほしい、でも、事業費とは指定していないという場合には、事業費と管理費の割合はこのようにするよと規定してあれば、その辺は認めてもらえるのでしょうか。
- その辺があればいいのですが、要するに、申請が排除されればいいのですね。そういう柔軟な考え方を示していただけないかなと思って「複数の事業にまたがる使途の制約について」は、寄附金規定で認めるという具体的な例が出ておりますが、それ以外の場合でも、寄附金規定でかなり詳しく決めている法人もあるので、それで救えることも結構あるのではないかと思うのですが、その辺のことをお考えいただけないか。1つでも要件が欠けた

らみんな一般だと言ってしまうのは酷なのかなという話が考えられましたので、そのような形でやっていただけたらと思います。

以上です。

○高山座長 今の複数事業の件につきましては、金子参与から何か御指摘があれば。全体的に、全て含めて何か御意見あれば。

○金子参与 5-1の4ページの5、1つ目は単なる用語の問題なのですが「指定正味財産の考え方について」の2段落目で「制約の解除により一般財源化」とあるのですが、これは国や自治体の一般会計、特別会計的なところで一般財源化という言葉はあるかとは思いますが、公益法人でこういった言葉は通常使われるのかなと思いました。逆に、国とか自治体のほうの一般会計、特別会計とか、そういったほうを想定してしまうなというところで、何か公益法人に適した言葉にしていいただければ。

次は、5ページの真ん中の「使途の制約」なのですが、1番目は受託責任の明確化、2つ目は法人の判断による利用の排除とあるのですが、その次の3番目のところで、法人の裁量による利用ができないというところが論理として、余りにもきつ過ぎるというか、制約をかけ過ぎかなと思いました。

例えば今、ある公益法人では震災復興支援という形でお金をもらっていて、実際のプログラムの作成や助成先の選定は全部法人のほうの裁量に任せられて、企業のほうから一定の金額をいただいているわけです。これは現状、●聴取不能●に区分されておりまして、一般的に考えて、法人の裁量がある程度認められると考えられるのですが、当然、指定正味として認められるべきと考えますので、2番目から3番目が話として制約をかけ過ぎなのかなと。指定正味財産の定義に対して余りにも制約をかけ過ぎであるように見えてしまうと思うのです。

ですので、中田参与がおっしゃっていたような、複数事業の問題等も、当然それは指定正味財産になり得る余地があるような形で、文章を工夫していただけると非常にありがたいです。

6ページの上は「指定正味財産が支出されずにいる場合」とあって、1行目は「寄附金を指定正味財産とした場合」なのですが、この文章の最後は「会計上は指定正味財産とは取り扱わないこととなる」と、寄附金を指定正味財産とした場合、会計上はして正味財産とは取り扱わないこととなる。最初が指定正味財産の支出されずにいる場合という形で、指定正味財産とした場合、指定正味財産としないという文章がわからないので、教えていただければと思います。

以上、3点です。

○高山座長 続けて、上倉参与から何かありますか。

○上倉参与 皆さん、おっしゃっていますので、それ以外のところは特に。

○高山座長 梶川参与。

○梶川参与 6ページの今のところとちょっと関係はするのですが「適切な事業対

象がないなどの理由により、支出せずにいる場合」というところが、もうちょっと何か明確に、今、ないというのが、時系列的にどういう関係にあるかということがちょっと読みにくいという感じがするのです。今、適切ではないのだけれども、その次に出てくる可能性があるということについて、どのような意味で書かれているか、ちょっと読めない気がしたので。

もちろん、後で出て来るならいいけれども、ずっと出てこないということも含まれているのではないかと思ったのですが、そうだとすると、そのように書かれなないと、どのぐらいの時間軸で見るとか。

○高山座長 小森委員。

○小森委員 私も皆さんのおっしゃられていたこととダブってしまうのですが、4ページの「4. 公益目的保有財産の取り崩した場合の充当」ですけれども、検討の結果からまとまったという結論と、したがって、充当することは適当ではないと、文章的につながらないので、ぱっと読んだ人は意味がわからないのかなと感じました。

もう一点、6ページの一番上のところ、これは時系列からすると、当初は用途特定がなされていた。探していたのだけれども、適切な事業対象が見つからないとかということでできないということで、そういう場合は一旦指定正味にしたのだけれども、一般に戻しますよという意味ですか。

では、これはいつ判断するのかとか、これを最初に読んでいて、会計基準ではなくて、上倉参与のほうの実務指針で扱われるのだろうかなど、監査で話まとめるのかなと思いましたが、何か監査上の判断だけでいいのかどうか、もっと踏み込まなくてもいいのか。難しいと思うのですが、状況が変わったときに、一般にするのですという話だったと思うのですが、そこら辺、会計上にひっかかってくるのかという問題があるかと思いました。

○高山座長 いろいろと御意見いただきましたけれども、まず、今、中田参与から1ページ目の検討をしていくというところがございますが、何か事務局のほうで案がありましたら。まだないですか。

○松前補佐 では、表現ぶりを。これは何か支援をするということは。

○高山座長 出してあげる。

○ 手法の開示なのですよ。

○松前補佐 何かカンペ的な方法を今後検討していくというのが前回の御議論でしたので、何かしていく必要があるという理解でございましたが、具体的な内容は特に、今後の話でございますので、行けるか行けないか。

○ 見られないというのがあるのか。

この委員会はいつまでという。

○ 期限はございません。

○ 協会なのかな。どちらでしょうね。こちらでやることなのか、協会で行っていただくことなのかという形ですね。

- 最適な支援方法が思い浮かばないですね。
- 過去間違えていた場合の直し方が、先ほどの分けていないものをどう分けるかとか、2通りの話なのです。分けていないのを分けるというのは言いやすいのですが、協会も何とかできると思うのですが、過去違ってしまったことを協会に持っていくのは、間違っていたというのを。誤謬訂正はないですね。

間違っていた場合に、例の表がどう影響するかというのは、イメージが湧かない。すごく重要な話になってきますね。

ふえるほうならいいのだけれども、減るほうになってしまうと。

- これはちょっとお時間をいただくということで、書きぶりも含めて、場合によっては削除することもあります。
- 協会で考えるのであれば、監査初年度ではないけれども、そういうベースでそういう取り扱いができますみたいな相談をして、今まで監査しているのに間違えていた場合などは出しようがない。監査初年度に当たってみたいな取り扱いを出すと、それが世の中でやってしまったと気づいた場合に、そういう方法論で。
- それはできます。
- それを援用して監査の場合の、本当はあり得ないのですが、何か考えるきっかけにはなりますね。
- 協会が間違っていたとき、公益で直すというのは。
- 出せないですね。それはこちらの話ですね。
- ただ、それも単独だと出しづらければ、一応御検討いただくことにして、監査人としてこうやって始めましょうということぐらいかなという。
- つくっていないところも当初年度の。
- 監査上の取り扱い。

○高山座長 では、申しわけないのですが、こここのところについては協会のほうに手助けしていただいて、つくっていないところから、50%から踏み込んだときの考え方、あるいは、監査初年度の間違っていましたというようなときの取り扱いなどを出していただければありがたいし、また、検討して、事務局のほうで依頼して、キャッチボールして。

では、次ですけれども、3ページでしたか。

- 中田参与 過去の赤字補填について、特費の情報をつけ加える。
- 高山座長 うまい文章がもしできれば、そこからこちらに最後強調して載せるということをお願いいたします。

4ページ目、4番がちょっとわかりづらいというところで、議論を聞いている、ここに出席している皆様はわかるのですが、それを聞いていない中でなかなか読み解けないという御意見がありました。また、流れも少し見づらいということがありましたので、これはもう一度文章を再確認していただくということにしたいと思います。

あわせてまして、4ページ目の5番の①の一般財源化するというのは入れなくてもいいの

ではないですか。「制約の解除により、指定正味財産から一般正味財産に振り替えることとなるが」となって、一般財源化を取っていただくことで多分通じると思います。

5 ページ目、使途の制約がちょっと厳し過ぎるような感じもしているのですけれども、多分、事務局はかなりぐるぐる巻きにしたい。会計士としてはちょっとぐるぐる巻き過ぎるのではないですかという話なのですが、特に、公益法人のために使ってくださいとなって、複数ではなくて、もらっておいて、内部規定があるというところですね。複数事業にまたがる使途の制約を拡大すると、そこまで持ってくるができると思うのですが、そこで複数ならよくて、全体はだめだけれども、複数で内部で規定を張るのはいいよと、全体で内部に規定があるのはだめという理論性はなかなか難しいと思うのですけれども、これは皆様の御意見をお伺いしたいのですが、事務局、今までの取り扱いはこれでいっていたわけですね。厳しくしていたのですね。

運用上はかなり厳しくしていたという感じで、文章にするとちょっと厳し過ぎるという話です。

何かいい御意見ありますか。

指定正味を使って遊休財産とかああいうところも、事業費率だとか収支相償を逆行的に使う可能性も出てきてしまったので、事務局としては恣意性の排除を前面に押し出されていると思うのですけれども、具体的に書けば書くほど厳しくなってしまうので、そんなに具体的に書かないで、あとはその文脈から読んでいただくという感じにいかないですかね。実際、厳しくしているのでしょうか。

○松前補佐 そうですね。指定の内容がわからないと、解除したときにどういう会計処理ができるかなというのが具体的にわかるような指定の仕方でないと難しいと思いました。

○中田参与 そういうことがわかっている公益法人が余りいないと思うのですよ。そうすると、結局、何でそのようにぎりぎりやられなければいけないかということが理解されていない。なので、規定もそのようにつくっていないのです。ですから、そうではない、恣意性を排除しなければいけないということで、ちゃんと規定をつくれということになったら、そのようにして、それでやるのだということになったらちゃんとつくるのではないかと思うのです。自分がつくった規定に従ってやるのだったらオーケーだと思うのです。でも、何となく言われてやるのは何だかよくわからないという感じになると思うのです。だから、規定というもので、きちんと必要十分条件を満たすような網がかかれば、それは指定にしているのではないかと考えております。つまり、法人が自主的に規制するような方向に持っていったほうがいいのかと。

○ この意図を協会のほうに酌んでいただければ、⑤で協会のほうも参考にしてほしいということなので、ここでは論理矛盾にならないような形で書いて、協会のほうで少し縛っていただくというのはいかがですか。それは厳しいかな。だけれども、実務指針は多分それがバイブルになっていくと思うのです。こちらで先ほどそのようないろいろな書きぶりがだんだん厳しくなっていくようなところが。

○ 規定があればいい。

○松前補佐 今までそういうことではないですけども、前回までの御議論で。

○ 現状というよりは、規定で明確になっていれば整理が可能。だから、どこまで。形式的に規定があるというだけではなくて、規定でどの程度まで特定されていればいいかの実質が大事なのだと思うのですけれども、そういうのは事業にまたがるほうで、規定で配賦のルールを明確にしていくこととされている以上は、寄附金規定等において、どんなことを明確にしていく必要があるかというのをもっといろんなところに書けばいいことになりますね。それを今は裁量で判断だということまで言ってしまうので、実施裁量まで含めてだめだということになると、それは運営上あり得ないので、行政庁や、例えば財団で言えば評議員会、あるいは関係者も含めて客観的にルールが認識できなければだめだということだと思うのですが、もっと規定のところを上のほうに書けば、複数の事業にまたがる場合は警告を出して書かなくても済むかもしれません。

○ それを含めて書いていただいて、場合によっては協会の手助けを請うという形でまとめさせていただくことでよろしいでしょうか。

○ 協会が手助けする前に、趣旨のところは少し先に入れていただかないと、そこから読み取って、協会が総説的に趣旨を持つのは無理だと思うので、このところだけ少し抽象的に書いて、そうすれば、またケース・バイ・ケースで判断する部分を確認できるように、協会としてもできる。本来の方向性みたいな大きな趣旨はかなり入って。

○ そうですね。そこはしっかりと書き込んでいただいて、ガバナンスですから、もった部分とこちらのガバナンスが入っていないとおかしいですから。

○ 会計基準の基準が、法人の裁量による利用ができないような制約をかけられているものを指定正味財産として使うべきという結論は出ていない。なので、認定以上のものはないのだと。逆に、会計基準のほうからそれを持っていくのは間違いなく認定にはそれはかかわらない、会計基準にはかかわる方からは、間違いなく批判をかなり強く受けることになろうかと思うのです。

ですので、会計基準の趣旨から指定正味財産を●聴取不能●にすることは難しい。

○ それはきっと問題点でいろいろ書いてあるのでしょうか。当初は20年で厳しくなると、あれを読み取っていただきたいということもあるのですが。

会計基準はそんなに厳しくないのですよ。

○松前補佐 そうすると、具体的に、財務諸表で指定正味財産として表示されているもののみとし、認定法でいうところの指定正味財産の概念をもう一個、要は中に含まれてということになるというイメージでしょうか。

○ そういふことですので、話はわかりやすいですね。それがわかりやすいかどうかと言われると、すぐわかりづらくなってしまうのでしょうか。

○松前補佐 認定基準だけで正味財産という概念を出すということとはとても難しいことだと思うので、そうなると、会計基準の考え方がもっと広いのであれば、その中で認定法上

の指定正味財産みたいなものになるものと、そうでないものができるしまうということなのででしょうか。

指定正味財産の考え方は今、同じように合わせようと思って検討していただいていると思うのですが、会計基準との考え方が合わないとなると、別々のものになってしまう。

○ 控除対象資産と同じような形になっているということですかね。

○松前補佐 具体的に、6号として指定正味財産を要件とするのは控除対象資産の5号とか6号になるので、5号とか6号になるには指定正味財産であることが必要であるけれども、指定正味財産だからといって、必ず5号、6号になるわけではないということになる。

○ それと同じような考え方をするかどうかですね。

他の先生からすると、●聴取不能●を知っているがゆえにです。

○ 認定にはそぐわない会計の、NPO法人の会計基準などをつくられている方というのは、認定よりもむしろ会計士でももう少しこういうところを重視される方というのは●聴取不能●いらっしやらない。そういった方からすると、指定をルールにするということ自体がなかなか受け入れがたい。実務でも特に、公益認定であればNPOのほうにかかわっている先生方等でそういった考えが十分に入るのかな。

○中田参与 会計理論的な組み方をして、私も●聴取不能●でしたが、指定がすごく有利ですけれども、これは20年基準だと考えておりますが、では、それを法律の概念と会計の概念と変えるのがいいのかという、非常に必然的な問題になってきて、今、それを一致させようとしているわけですね。一致させるとしたら、少なくとも、会計基準から理論的に導き出された結論として、指定を規制かけるべきだという表現はちょっとまずいです。

○ そこをつかれる可能性が高いということ。これを公表したときに、外から一番つきやすくなってしまう。

○中田参与 私もここは違和感があります。

○ ただ、緩いという話は、まだオーソライズされた話ではないのです。非営利全般で会計基準で指定されて、③の最初に文章として書かれているような話。用途制約があるという。この話はあくまでも会計基準的にいっても寄附者等からの制約がある、法人の判断による利用を排除して云々というところは別に会計的にも指定正味財産という区分をつくる時に、どのように●聴取不能●するときどの程度行政庁という利用者にとって多少違いが出てくるかもしれないけれども、そういうところがない場合にどういう考え方をするかというのがあるのですが、別に会計基準と認定法が違っているという、ちょうど全体のフレームワークなどをやっている会計基準●聴取不能●そこまで言える段階ではないような気がするのです。

そういうこともあるものだから、今、全体共通の枠組みの中で考え方を整理していただいとということだと思います。

逆に言うと、実務的にぎちぎちいってしまうと、ちょっとどうなのというところは確か

に出てくるかもしれないのですけれども、最初におおよその文章でいうのは、そんなにごこか、要するに、使途に制約があるかが指定されていないという、資金提供者の意図を酌んで、ある勘定に、そこからフリーにガバナンス主体が組織ガバナンスで落とせるときに、一般正味という、その辺は私は法のたてつけと違っている話ではないと思いました。

○ 指定正味財産の間口は基本的には広いと思うのです。ぼやっとしている場合は指定の解除がわからない。そこは法人のルールか何かで決めていただかないと、後できないです。そのままいただいたままで終わってしまうことが本当にこの制度としていいのかどうかだと思います。制度として、やはり法人で制約の解除のルール化を決めてほしいというとは言えるのではないですか。会計としてはとにかく何でもかんでも指定に入りますということで、寄附者の意図を反映した会計処理をしますというだけです。それでいいと思います。

○ 指定の解除が認定できないのは会計的にも私はちょっと、指定したという意味合いが、会計基準でも判断し切れなような気がするのです。引当金の要件ではないのですが。会計的にも何か対象物がない限りは使用したかしないかわからないということは、指定の明確性としては会計的にも当然ではないかと。

会計的に考えてもそんなに私は違和感がないような気がするのですが、ここで余り盛り上がり過ぎていけないのですが、これはどこか別の場所に移してやらないといけないのですが、そこはちょっと指定というそもそも会計的な意味合いを考えても、幾つかの要件は当然入らざるを。

要するに、排除するのがわからないということは、指定されている意味が全然わからないということですね。ちょっと私もそのことを厳しく考えすぎてしまっている。

○ きっと、先生のおっしゃっていることで1つの考えなのでしょうけれども、もうちょっと緩いと考えたら。

○ もちろんそこはいろんな議論があると思うので、ここで確実にくくりが大きくて、その中で認定という問題が成立しているかどうかというのは、それを前提に議論はちょっとしにくいかなという、むしろ会計のほうがもうちょっと決めていかないと、一般的考え方を整理していただくということが趣旨なのですが。

○ きっと会計基準がかなり大ざっぱにしか書いていなくて、一方、こちらが細か過ぎて、どう埋めるかという話で、細か過ぎるところまでいってしまっていていかと、今の会計基準は正味については9ページ目、会計基準の注解にあって、寄附によって受け入れた資産で、寄附者等の意思によって当該資産の使途について制約が課される場合には、指定正味にしなさいと書いてあって、制約については運用指針にあって、例えば当該資産の使途、処分または保有形態について制約されている場合の資産と書いてあるので、これぐらいしかないですね。

解除とかという話になるので、これに当てはめる感じとなるとちょっと緩くなります。ただ、それはおかしいでしょうと、突き詰めていくとどこまで。

○ 何かこの●聴取不能●ではないですけれども、そういうもののインプレゼンテーションするときの議論のような気もするのです。

○高山座長 協会が出した16年基準のときの指定の具体例が挙がっていますね。具体例はここまで厳しくない、もうちょっと緩やかな具体例が出ていると思うのです。それこそ、公益目的事業のために使ってほしいと指定になってしまったようだと読み取れるとは思いますが、2つも3つもあるなどと考えていませんでしたから、それが2つも3つも事業が出てくるような中で、今の話の、公益目的事業のために使っていただけではだめです。もっと●聴取不能●あるいは内部でもっとガバナンスを決めてくださいという話ですから、当初ないものがふえたときに●聴取不能●

会計基準はそこまでは考えていないと思うのです。ですから、会計基準をずっとやっていらっしゃる方からすると、ちょっと厳しいなと思いますし、当然、事務局からすると、ある程度厳しくしてくれないと抜け穴になってしまうということがあると思います。

時間がだんだん過ぎてきたのですけれども、この提案につきましては、もうちょっと考えさせていただいて、金子参与に見ていただいて、こんなところが学問的に通るかどうかも含めて検討させていただきたいと思います。

では、ちょっと時間が過ぎているのですけれども、6ページ目の、先ほどの表現がわからない部分と、場合によっては実務指針の話かなということなのですが、これにつきましても、表現のほうを工夫していただく部分があって、さらに、場合によっては実務指針のほうに持っていくかにつきましては、さらに話し合わせていただくということにしたいと思います。

6ページ目の⑤につきましては、梶川参与のほうから結構ですというお話をいただきましたので、これについては今回の報告書案ではあらわしていただく。これを受けて、協会のほうの実務指針は20年基準に合った実務指針を決めていただくということにしたいと思います。

最後でございますが、資料5-2、事務局のほうからお願いいたします。

○松前補佐 資料5-2でございます。前回まで御議論いただきました結果でございますので、FAQのところでの出し方の検討は別途行うことになるかと思っておりますけれども、例えばFAQの形で、現在までの検討結果を示すとしたら、このようなことになるということでございます。

前回も出させていただいた資料でございます。そこから追加させていただいているところは、まず、1つ目の「金融資産の取得」については、もともと2ページ目の5番のところに給付等を集めることをしないで剰余金を取得して、公益目的保有財産を取得することについて説明が必要ではないかということが、項目として1個あったのですが、そこが違和感があるという御意見を前回までいただいておりますので、寄附金の扱いについては5番目のところでは取り除いております。

それを受けて、除いたけれども、前のページの3番の最初に「本来、公益法人は単年度

で収支が相償することを予定しているため、法人の財政基盤を拡大するには寄附金を募集することになります。でも、実際に金融資産運用型の法人は、黒字を解消するために事業の拡大をするには、金融資産を拡大保有する場合も考えられます」ということで、基本的には収支相償なので、剰余金を予定して保有財産を積み増すということではないので、事業拡大する場合は寄附金を募集するというのが基本的な考え方になるというのを書かせていただいて、それでもやはり黒字解消の方法として、保有財産の拡大もあるのではないかとということを3番に書かせていただくことによって、5番のところにあった寄附金の要件を取ったところでございます。

○ 「でも」とは何か違和感がある。「しかし」とか。

○中田参与 「寄附金を募集することになります」という文章は要りますかね。

○ これはどうしても入れておかないといけない。どこかで入れないと。

○中田参与 よくわからない。

○ これを忘れてもらいたくないというところもある。これが当初は2ページ目の④の中に入っていたので、これはさすがに読めない部分があって、どこかに入れ込む中でこのあたりになってしまったのかなということがあったので。

○中田参与 寄附金を募集して、それをメインの収入にしている法人なのでしょうか。そんなのはないですよ。

○ そうでしょうかね。どうでしょうね。

○中田参与 だから、これは法人から見るとすごく違和感があって、何が言いたいかわからなくなってしまう。要するに、財政基盤が●聴取不能●なら寄附金収入をもってやることになるということですね。

○ そうですね。だから寄附金税制がかなり優遇されているということなのでしょうね。

○中田参与 それをメインの収入としているところはないので、寄附金収入で出ているところは大体バックに企業がいて、企業が払っている寄附金収入ですね。だから、募集という。

○高山座長 ほかに意見はありますか。

○中田参与 それでなかったとしても、この文章の流れに何の関係もないと思うのです。

3の第1段落全部取れてしまっても、FAQの趣旨は変わらないと思います。

○ 今までのFAQの中にこれが入り込むことができるFAQはないのですかね。

○ これといいますと。

○ 今の3番の「本来、公益法人は単年度で収支が相償することを予定しているため、法人の財政基盤を拡大するには寄附金を募集することになります」というのがうまく入れ込むことができるFAQがあれば、そちらに付すというのが、中田参与がおっしゃっていることを入れることができると思うのです。

○ どこかほかのところに移したものではありませんので、表現の●聴

取不能●はあるのですが。

○ これは忘れてもらっては困る部分だと思うのです。公益法人にとって、寄附税制をこれだけ厚くしていますので、寄附金はとって拡大するのが本筋だということ、触れていただきたくない部分、注意喚起の部分だと思うのです。これはうまく入れ込んだつもりだったのですが、御意見があればと思います。

○中田参与 この文脈で言うのはよくわからないですね。つまり、寄附金を募集するのが本来だと言いたいだけですね。いろいろな装飾がつくと、言いたい本来のことがわからなくなってしまうのです。結局、言いたいことは、本来は寄附金を募集するのだけれども、金融資産を拡大保有することも場合によっては認められるということと言いたいだけですね。3の2行はそこに行かないぐらいインパクトがあるのです。急に議論が寄附金の募集になってしまうから、何を言っているのかわからないということになってしまって、本来、収支相償のFAQで何を言いたいかここで攪乱してしまうので、もっとあっさり書けないかという感じです。

○ 最初は2ページ目の5番のところの④。

○中田参与 それも条件として入っているのです、何だこれはという感じ。

○ ●聴取不能●ラインでどこかに持っていきこうと思って3番に持っていったのです。

○中田参与 趣旨をちょっと言いたいだけだったら、もう少し簡単に触れられたらいいかなと思います。要するに、流れと全く関係ないところで急に突き出た議論になるので、よくわからなくなってしまう。

○ これがないと本当にいいのだと思うのです。

○ 要するに、これは例外的な話だけを入れれば。そこを強調されたいということですね。だから、本則を、書き方はともかく書き入れないと、問題は例外的であると。例外的であるから、すごく制約をかけて、絞りに絞って認めようとする。大きな流れはそういう趣旨ですね。そういう意味では、どこに書くかは別にはして、寄附金を頑張って集めて、どこかに入っていないと例外的だという色彩が出ないという。1番上に持ってくると何か。

○ 書き方の問題だと思います。

○ もうちょっとわかりやすく本来の趣旨を的確に書いていただくということにいたします。

それでは、2番目ですか。

○松前補佐 前回、いただきました御意見ではなくて、前回から2番と3番を反対にしてございます。2番のところに「特定費用準備資金として積み立てられない場合でも」という表現をつけることで明確にさせていただきたいということでしたので、このように文章を直させていただいております。

内容については特に修正、変更はございません。

○高山座長 案の順番を変えただけですから、内容的には変わっておりません。

それでは、もし今までのところ、特に今の収支相償の剰余金のところの3番目のところ、

何かいい御意見がありましたら、ぜひ事務局のほうに参考として御意見を出していただければと思います。

○中田参与 3番目の4行は括弧して、5行目の「翌年度の事業の拡大を行う場合に」「寄附金を募集することになります」。

○ そちらに入れて。

○中田参与 参考までに。

○ ありがとうございます。これをちょっと検討させていただいて、皆様にまた御確認いただければと思います。

ちょっと手間どりまして申しわけございませんでした。これをもちまして、第13回「公益法人の会計に関する研究会」を終わります。以上でございます。ありがとうございました。